

第七十九号議案

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第十一章 医療型児童発達支援センター（第十七条―第七十九条）」を「第十一章 削除」に、「第十五章 雑則（第一百条―第一百二条）」を

「第十五章 里親支援センター（第一百条―第一百五条）」

第十六章 雑則（第一百六条―第一百八条）」

に改める。

第二条中「指導」の下に「又は支援」を加える。

第十四条第一項及び第二十条の三第一項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第三十条中「乳幼児について」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該乳幼児の意見又は意向」を加える。

第三十二条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第四十条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第六十一条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第六十二条第三号イ及び第四号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第五号イ中「訓練室」を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第六十三条第九項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第十項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第七十条第一号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第三号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第七十一条第四項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

「第十章 福祉型児童発達支援センター」を「第十章 児童発達支援センター」に改める。

第七十三条各号列記以外の部分中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「次のとおり」を「発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 前二項に掲げるもののほか、児童発達支援センターの設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

第七十四条第一項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項ただし書中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「主として知的障害のある児童を通所させる福祉型児童発達支援センター」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 児童発達支援センターは、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）

に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第七十四条中第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とし、同条第八項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、「第七十八条第二項において同じ。」を削り、同項を同条第五項とする。

第七十五条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（心理学的及び精神医学的診査）

第七十五条の二 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

第七十六条第一項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第二項及び第三項を削る。第十一章を次のように改める。

第十一章 削除

第七十七条から第七十九条まで 削除

第八十六条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第九十九条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第一百二条を第百八条とし、第百一条を第百七条とし、第百条を第百六条とする。

第十五章を第十六章とし、第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 里親支援センター

（設備の基準）

第百条 里親支援センターは、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第三項第三号及び第百五条において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

- 第百一条 里親支援センターは、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。
- 2 里親制度等普及促進担当者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。
- 一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
 - 二 里親として五年以上の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
 - 三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
 - 3 里親等支援員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。
 - 一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
 - 二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
 - 三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
 - 4 里親研修等担当者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。
 - 一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
 - 二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認めらる者

(里親支援センターの長の資格等)

第二百二条 里親支援センターの長は、次のいずれかに該当し、かつ、法第十一条第四項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第二百三条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第二百四条 里親支援センターにおける業務の質の評価等については、第三十一条の規定を準用する。この場合において、同条中「第三十七条」とあるのは、「第四十四条の三第一項」と読み替えるものとする。

(関係機関との連携)

第百五条 里親支援センターの長は、東京都、区市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な
応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第十一条の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、この条例による改正後の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第七十三条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新条例第七十四条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に設置しているこの条例による改正前の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「旧条例」という。）第七十三条第一号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び同条第三号に規定する主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第七十三条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に設置している旧条例第七十三条第一号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び同条第三号に規定する主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第七十四条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の改正等に伴い、医療型児童発達支援センターに係る規定を削除するほか、規定を整備する必要がある。